

経済財政運営と改革の基本方針 2025 における 主な文部科学省関連記載

第 1 章 マクロ経済運営の基本的考え方

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

こうしたビジョンの下、骨太方針 2024³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

4. 人中心の国づくり

「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。これらを通じ、国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する。

国民の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを実現するため、確実な賃上げの定着とともに、地方における質の高い産業・雇用の場の創出、様々な家計の実態を踏まえた所得再分配機能の強化や格差の是正、就職氷河期世代及びその下の世代が感じている将来への不安の解消に取り組む。一人一人が持つ可能性を最大限引き出すため、官民が連携した人づくりや公教育の再生・改革を進める。さらに、多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進めるため、女性・若者のスタートアップへの挑戦や正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進に取り組む。人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感でき、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築く。ふるさとへの思いを高めることができるよう、「地方創生 2. 0」の取組によって、強い経済基盤と豊かな生活基盤を地方に構築する。人や組織のつながりを強化することで新しい価値が生まれる。それがまた新たな人を呼び、地域は更に多様になり、より豊かで強い好循環が生まれ、新たな価値創造の場となる。都市と地方の二項対立を超えて、より融合的な日本を創る。このため、別途定める「地方創生 2. 0 基本構想」⁴に基づき、今後 10 年間の枠組みを強力に推進する。これらの取組を通じて、「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）。

⁴ 令和 7 年 6 月 13 日閣議決定。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なり・スキリング支援¹⁸に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたなり・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるなり・スキリングプログラムについて、毎年約３,０００人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。２０２８年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」¹⁹を周知するとともに、「人的資本可視化指針」²⁰の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

２．地方創生２．０の推進及び地域における社会課題への対応

（１）地方創生２．０の推進 ～令和の日本列島改造～

（地方創生２．０基本構想）

②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

地域資源を活用した高付加価値型の地方経済の実現に向け、東京圏以外の道府県の就業者１人当たり年間付加価値労働生産性を東京圏と同水準にするとともに、地方発の代表的な産品である農林水産物・食品（日本産酒類を含む）の輸出額とインバウンドによる食関連消費額の合計３倍、スタートアップ企業など地域の課題解決や新しい産業の創出を通じて価値創造をしていこうとする企業がある市町村１０割を目指す。このため、様々な「新結合」³³を全国各地で生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」として、地域の食や伝統産業に、文化芸術、スポーツ、コンテンツやスタートアップを組み合わせるなど、関係府省庁が連携した支援により、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「施策の新結合」、若者や女性や産官学金労言士など、地域内外の様々な関係者が連携・協働、地域外の新たな人材を呼び込む「人

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

¹⁸ なり・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

¹⁹ 令和６年８月に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。

²⁰ 令和４年８月に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。

³³ 異なる分野や領域に属する要素同士を従来にはなかった形で組み合わせること。

材の新結合」、イノベーションの果実であるＡＩ・デジタル技術等の新しい技術を組み合わせる「技術の新結合」に重点的に取り組む。輸出・海外展開の一体的な支援、観光地の高付加価値化、農林水産業のスマート化、日本産酒類の輸出拡大、地域金融力の強化、スタートアップを生み出すエコシステムやその拠点の形成も行う。

以上の地方創生２．０の取組は、地域における担い手不足や、より広域的な政策展開の必要性等を踏まえると、産官学金労言士等「みんなで取り組む」ことが必要である。国は、地方創生伴走支援制度等により中小規模の地方公共団体を支援するとともに、地域社会が直面する構造的な問題に対応するため、制度的なアプローチも強化する。こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討する。地方の課題を起点とする大胆な規制改革の実現に向け、モデル地域であるスーパシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等の特区制度について、成果の早急な普遍化、地域のチャレンジの徹底したサポートなど、その運用を抜本的に強化する。基本構想を実施段階に進めるため、ＰＤＣＡサイクルの徹底を前提とした適切なＫＰＩを含んだ総合戦略を２０２５年中に策定する。１年、３年、５年といった期間ごとの工程表を作成し、政策効果を着実に積み上げていく姿も示す。

（２）地域における社会課題への対応

（持続可能な観光の推進）

２０３０年訪日外国人旅行者数６，０００万人・消費額１５兆円を目指し、地方誘客の促進に向けた、我が国固有の温泉・旅館・食・歴史等の観光資源・文化資源の磨き上げ・連携を進めつつ、アドベンチャーツーリズム等の多様な観光コンテンツ造成と収益性改善、ローカルガイドを含む観光人材育成、高付加価値なインバウンド観光地づくり、国立公園・国定公園・国民公園や公的施設の魅力向上^{４３}、空港^{４４}・ＣＩＱ・二次交通等の受入環境整備、インバウンドによる地方路線を含む国内航空ネットワークの利用拡大、クルーズの持続的な成長と拠点形成、戦略的なプロモーション、ＭＩＣＥ誘致・開催、厳格なカジノ規制を含むＩＲ整備、デジタルノマドの誘客、アウトバウンドの推進による双方向の交流拡大など、インバウンド拡大に係る取組を進める。

持続可能な観光地域づくりに向け、施設改修、廃屋撤去を含めた観光地の面的な受入環境整備、観光地域づくり法人（ＤＭＯ）のマネジメント体制強化による広域的な取組等の促進とともに、業務効率化・省力化、人材不足対策、オーバーツーリズムの未然防止・抑制、ユニバーサルツーリズムの促進を含む国内交流市場拡大に係る取組を進める。

これらの観光施策を充実・強化するために、２０２５年度末までに、新たな観光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を行う。

（関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）

人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊^{４６}による人材確保の取組を促進する。関係

^{４３} 山小屋・登山道の維持保全やロングトレイルの活用を含む。

^{４４} 地方空港を含むグランドハンドリング・保安検査等の空港業務における人材確保・育成、処遇改善等の取組の推進を含む。

^{４６} 地域活性化起業人や特定地域づくり事業協同組合の活用を含む。

人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」⁴⁷の早期実現に向けた取組、北部・離島地域の振興、こどもの貧困対策・Well-being 実現に向けた取組等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。「北海道総合開発計画」⁴⁸の着実な推進に向け、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興を更に地域一体で進める取組、官民共創の取組を推進する。ウポポイの充実などアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

（３）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業体の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出５兆円目標達成や、輸出・海外進出・インバウンドの好循環を目指す。持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成⁵²、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。国民理解の醸成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

（４）文化芸術・スポーツの振興

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備を推進する。早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行うほか、新国立劇場のグローバル展開を含む国立文化施設の機能強化、芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、アート市場の活性化を進める。NEXT日本博（仮称）や持続可能性のある文化財の把握・保存・修理・高付加価値化、日本遺産の活性化を通じた文化観光の推進、伝統行事や伝統芸能、食文化等の生活

⁴⁷ 沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。

⁴⁸ 令和6年3月12日閣議決定。

⁵² サプライチェーン関係者の協議により、原材料費や労務費等の費用を考慮した価格形成に資するコスト指標を作成・公表し、取引に活用する取組を進める。

文化の振興、博物館・美術館等の地域文化施設の機能強化など、文化資源を活用した地域経済活性化や次世代への継承を進める⁵³。こどもや障害者の文化芸術鑑賞・体験機会の充実、方言の保存・継承の推進、文字・活字文化の振興や「書店活性化プラン」⁵⁴の推進、デジタルアーカイブ化に取り組む。北の丸公園の機能強化を通じ、最先端の科学技術や文化芸術の発信拠点としての魅力を向上させる。「昭和100年」関連施策を推進するほか、国立公文書館の新館開館に向けた機能強化・体制整備を進める。

スポーツが持つ力を地域・経済の活性化につなげ、「新しい日本・楽しい日本」を実現する。武道・スポーツツーリズムやスポーツコンプレックス・ホスピタリティの推進、「eスポーツ」の活用を含むDXの推進や海外展開、他産業との連携による事業創出、地域スポーツコミッションの多角的な事業展開を通じ、地域振興や成長産業化を進める。スポーツを通じたライフパフォーマンス向上、パラスポーツの振興⁵⁵、2025年世界陸上・デフリンピック、2026年アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際大会の意義等を踏まえた各般の開催支援や国際競技力の向上⁵⁶に取り組む。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(1) GXの推進

2050年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」⁵⁸を踏まえ、分野別投資戦略に基づき、官民協調による10年間で150兆円超のGX関連投資を推進する。

省エネについては、工場や家庭における省エネ・非化石転換への支援、省エネ診断の推進、金融機関を始めとする支援体制の強化や専門人材の確保を進める。

再エネについては、主力電源として、地域共生と国民負担の抑制や安全性の確保を前提に、最大限の導入を促す。国産再エネ拡大に向け、大学、国立研究開発法人、スタートアップ等と連携し、国内に強靱なサプライチェーンを構築する。タンデム型⁵⁹を含むペロブスカイト太陽電池の導入の支援、浮体式洋上風力の技術開発・基盤整備及び案件形成並びに人材育成の戦略の策定、次世代型地熱の社会実装に向けた支援を行う。中小水力発電の案件創出や既存水力発電のリプレースを支援する。北海道・本州間海底直流送電を含む地域間連系線の整備に加え、地内系統の整備⁶⁰を計画的に進めるための枠組みを検討する。出力制御の抑制や調整力の確保のため、安全性・持続可能性が確保された蓄電池の導入やDR⁶¹の活用を進める。蓄電池、部素材及び製造装置の国内生産能力の拡大や次世代電池の技術開発に取り組む。

原子力については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏ま

⁵³ 文化財の匠プロジェクトを踏まえた修理技術者等の賃上げを含む人材確保の推進及び国立文化財修理センターの整備、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の推進、皇居三の丸尚蔵館の全面開館、収蔵品の地方展開等の文化財の公開・活用等を含む。

⁵⁴ 令和7年6月10日策定（経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省）。

⁵⁵ 日本パラスポーツ協会や全日本ろうあ連盟、スペシャルオリンピックス日本等との連携を含む。

⁵⁶ インテグリティ確保等の競技者の環境整備を含む。

⁵⁸ いずれも令和7年2月18日閣議決定。

⁵⁹ 太陽光の吸収波長帯の異なる材料を積層させ、高効率な光電変換を行う太陽電池。

⁶⁰ 再生可能エネルギーの導入拡大やデータセンターを始めとする局地的な電力需要の増大を見据えた整備。

⁶¹ ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することによって、電力需給バランスを調整する仕組み。

え、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。次世代革新炉⁶²の開発・設置に取り組み、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での建て替え等の具体化を進める。研究開発や人材育成、サプライチェーンの維持・強化、核燃料サイクルの推進、着実かつ効率的な廃炉の推進、最終処分の実現に向けた国主導での地方公共団体等への働き掛け、道路整備による避難経路の確保や複合災害時の対応等を含む原子力防災体制の充実に取り組む。

脱炭素電力インフラの円滑な投資に向け、今後の大規模な投資拡大を見据え、投資回収の予見性を高めるための市場・事業環境の制度整備、公的な信用補完の活用に加え、政府の信用力を活用した融資を検討する。

低炭素水素等⁶³については、内外におけるサプライチェーンの構築に向けた研究開発、設備投資や拠点・関連インフラ⁶⁴の整備を支援する。S A F（持続可能な航空燃料）については、国際競争力のある価格の実現に向け、研究開発や設備投資を促進する。バイオ燃料を含め、需要創出のための制度の検討を行うとともに、電動車の導入を促進する。電化が困難な分野においては、天然ガスへの燃料転換、水素等や人工光合成を含むC C U S⁶⁵の活用、C C S⁶⁶への支援制度の検討、森林吸収源対策⁶⁷を行う。

サーキュラーエコノミー（循環経済）については、再生材利用拡大と製品の効率的利用を促進する動静脈連携のための制度⁶⁸や太陽光パネルの廃棄・リサイクル制度の検討、プラスチック・アルミ等の金属の再資源化を含め、研究開発や設備投資の支援を行うとともに、国際協力やルール形成を推進する。

「成長志向型カーボンプライシング構想」⁶⁹の実現に向け、個別銘柄の着実な発行を通じたG X経済移行債⁷⁰の活用、制度の本格稼働とG Xリーグの見直し、G X推進機構による情報発信の強化に取り組む。トランジション・ファイナンスを始めとするE S G金融⁷¹を促進する。

地域・暮らしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ⁷²・建物・モビリティ⁷³関連分野の

⁶² 革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、フュージョンエネルギー。

⁶³ 水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン。

⁶⁴ 水素ステーションを含む。

⁶⁵ Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）の略。

⁶⁶ Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素の回収・貯留）の略。

⁶⁷ J ークレジットの活用、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出を通じたブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用を含む。

⁶⁸ 廃棄物等を海外からも回収・集中処理し、製造業者に高品質な再生材を安定供給する資源循環ネットワークや国内拠点の構築を含む。

⁶⁹ G X経済移行債等とカーボンプライシングによる投資先行インセンティブにより、G X投資を加速させる考え方。

⁷⁰ 通常の国債（建設国債等）と同様に統合発行することに限らず、個別銘柄としても発行。

⁷¹ グリーン・ファイナンス、サステナブル・ファイナンスを含む。

⁷² 安定的に水素等の受入れや供給を可能にするカーボンニュートラルポートを含む。

⁷³ 燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機を含む。

脱炭素化、建築物におけるＬＣＡ制度⁷⁴の構築、表示ルールの策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」⁷⁵やリユースの促進に取り組む。燃料供給体制を確保するため、サービスステーション（ＳＳ）のネットワークの維持やＬＰガスの災害対応の強化に向けた支援を行う。

アジア・ゼロエミッション共同体の推進に向け、ＧＨＧ⁷⁶排出量の可視化の推進、トランジション・ファイナンスの促進⁷⁷やＪＣＭ⁷⁸の拡大を始めとするルール形成に加え、アジア・ゼロエミッションセンター等の国際機関を通じた支援、我が国の技術や制度の活用による国際協力を進める。

エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰ＬＮＧを確保する。国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。

（２）ＤＸの推進

（ＡＩ・半導体）

ＡＩ法⁸⁵に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、ＡＩの研究開発・活用を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。社会全体へのＡＩ実装の促進に向け、政府が率先してＡＩを活用する。そのため、内部開発により政府等のＡＩ基盤を構築するとともに、生成ＡＩの調達・利活用ガイドライン⁸⁶に基づき、ガバナンスを確保する。ＡＩの倫理的かつ公平な社会実装に向け、制度設計段階から倫理・多様性の視点を強化し、ジェンダーバイアス防止体制と人材育成を推進する。広島ＡＩプロセスの「報告枠組み」に参加する開発者の拡大及びフレンズグループの発展並びにＡＩＳＩ⁸⁷による安全性評価・ツール開発を通じて、国際的なルール作りを主導する。

⁷⁴ 建設から解体までのライフサイクル全体でのＣＯ２排出量の評価（Life Cycle Assessment）。

⁷⁵ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための新しい国民運動。

⁷⁶ 温室効果ガス（GreenHouse Gas）。

⁷⁷ アジアや欧米の民間金融機関により2021年9月に立ち上げられたアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ、アジアの金融当局や金融機関の参画を得て2024年10月に設立されたアジアＧＸコンソーシアムにおける取組を含む。

⁷⁸ 二国間クレジット制度（ＪＣＭ：Joint Crediting Mechanism）。

⁸⁵ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）。

⁸⁶ 「行政の進化と革新のための生成ＡＩの調達・利活用に係るガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）。

⁸⁷ AI Safety Institute（ＡＩセーフティ・インスティテュート）の略称。

次世代半導体の量産に向け出資等を実施する。設備投資の支援やインフラ整備によるサプライチェーンの強靱化、設計開発の支援や高度人材の育成に取り組む。先端半導体の設計・製造から、サーバーの組立て・運用、ソブリン A I の開発・利用に至るエコシステムを国内に構築する。A I や先端半導体の実装先となるロボットについて、2025 年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

関連企業、産業技術総合研究所、大学等が参画する地域コンソーシアムにおいて、将来の市場・技術動向も踏まえ、企業人材等による継続支援を通じて、民間主導で中小企業の半導体サプライチェーンへの参入を促進する。

「知的財産推進計画 2025」⁸⁸に沿って、D X の推進や A I の普及を視野に入れた産業財産権制度を整備することを検討する。

（医療・介護・こども D X）

医療 D X 工程表⁹⁴に基づき、医療・介護 D X の技術革新の迅速な実装により、全国で質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築することについて、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて強力に推進する。このため、医療 D X の基盤であるマイナ保険証の利用を促進しつつ、2025 年 12 月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大、P H R⁹⁵情報の利活用を進めるほか、標準型電子カルテの本格運用の具体的内容を 2025 年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、その普及を促進するとともに、介護情報基盤の整備、診療報酬改定 D X、薬局が有する情報の標準化と D X を進める。A I 創薬、A I ホスピタルの実用化を支援する。標準仕様を策定し、クラウド技術を活用した病院の情報システムの開発・導入に向け、規制的手法や財政的手法など必要なインセンティブ措置の在り方を含め、検討を進める。医薬品や検査の標準コードの在り方の検討を踏まえたマスタの一元管理、予防接種事務のデジタル化、ワクチン副反応疑いの電子報告、予防接種データベースの整備を進める。医療・介護データを最大限有効活用し、イノベーションを進めるため、医療・介護の公的データベースの仮名化情報等の利活用を可能とするためのシステム整備を進めるとともに、社会保険診療報酬支払基金の改組や公費負担医療制度等のオンライン資格確認を円滑に実施する。医療安全の向上に向け、医療機関のサイバーセキュリティ対策⁹⁶、医薬品・医療機器等の物流 D X の推進に資する製品データベース構築を進める。これらの取組に加えて、必要に応じて医療 D X 工程表の見直しを検討する。

子育て世代の使いやすさに配慮し、保育や母子保健等のこども政策の D X を推進する。

（教育 D X）

こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進する G I G A スクール構想を中心に、生成 A I 活用も含めて教育 D X を加速する⁹⁷。共同調達スキームの下での端末更新や次世代校務 D X 環境の整備支援の加速、

⁸⁸ 令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部決定。

⁹⁴ 「医療 D X の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 D X 推進本部決定）。

⁹⁵ Personal Health Record。

⁹⁶ 医療機器のサイバーセキュリティ対策を含む。

⁹⁷ 義務教育段階からの体系的なデジタル教育の推進を含む。

学校におけるネットワーク環境の改善、D Xハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進、I C Tの活用やこどもたちの情報活用能力の育成に向けた好事例の創出や伴走支援の強化、デジタル教科書の利活用促進など、ハード・ソフト両面から教育環境を充実する。「教育D Xロードマップ」⁹⁸に基づき、個人情報保護を徹底しつつ、システム間の連携により教育データの収集・分析・利活用を進めるため、標準化や地方公共団体への伴走支援を行うとともに、主体・データの真正性を確保する認証基盤に関する調査研究・技術実証を進める。

（３）フロンティアの開拓

（宇宙）

宇宙基本計画¹⁰⁷及び宇宙技術戦略（令和６年度改訂）¹⁰⁸に基づき、宇宙開発戦略本部を司令塔とし、宇宙政策を強化する。防災・減災・国土強靱化、安全保障にも資する地球観測や衛星通信の高付加価値化に向け、官民連携の下、衛星コンステレーションの構築、次世代技術の開発・実証、国内スタートアップ等の衛星データの積極調達を推進する。官民のロケット開発支援、打ち上げ高頻度化に取り組む。アルテミス計画¹⁰⁹における日本人宇宙飛行士の月面着陸実現に向け、与圧ローバ開発を進める。地球低軌道活動の充実、月や火星以遠への探査の研究開発、準天頂衛星の７機体制の構築及び11機体制に向けた開発を進める。宇宙戦略基金について、速やかに、総額１兆円規模の支援を目指すとともに、中長期の政府調達を進め、スタートアップ等の事業展開を後押しする。民間企業の新たな宇宙輸送を可能とする宇宙活動法¹¹⁰改正案の次期通常国会への提出を目指す。宇宙利用の拡大に対応した円滑な審査や準天頂衛星の持続的運用を可能とする体制整備、J A X Aの技術基盤や人的資源の強化を推進する。

（海洋）

海洋開発等重点戦略¹¹¹に基づき、技術開発の成果を社会実装・産業化に戦略的につなげるため、自律型無人探査機（A U V）と周辺技術の利用実証支援、衛星データ・A I分析技術による海洋状況把握システムの高度化・海外展開に向けた調査、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、北極域研究船「みらいⅡ」の建造及び就航等を推進する。深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を持つ母船の在り方の検討を行う。2026年度末に期限を迎える有人国境離島法¹¹²に基づく有人国境離島の保全及び地域社会の維持に係る取組を検証しつつ、関連施策を推進する。

（４）先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、

⁹⁸ 令和７年６月13日に、デジタル庁、総務省、文部科学省及び経済産業省が改定・公表。

¹⁰⁷ 令和５年６月13日閣議決定。

¹⁰⁸ 令和７年３月25日宇宙政策委員会。

¹⁰⁹ 火星を視野に月での持続的な活動を目指す、米国提案の国際宇宙探査。我が国は2019年10月に参画を決定。

¹¹⁰ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）。

¹¹¹ 令和６年４月26日総合海洋政策本部決定。

¹¹² 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）。

官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化するため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。G7を始め同志国やASEAN・インドを含むグローバル・サウスとの先端共同研究、研究者・学生交流など戦略的な国際連携を推進する。我が国の研究者に海外の先端研究の経験機会を提供するとともに、昨今の国際情勢の変化も踏まえ、緊急的な措置を含めた取組により、海外研究機関からの優れた研究者を積極的に呼び込み、国際的な頭脳循環を確立する。

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の創出を始め多様で厚みある研究大学群の形成に向けた取組を、効果検証しつつ進めるとともに、先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を推進する仕組みを構築する。研究データの活用を支える情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。産学官連携の大規模化・グローバル化を促進する。

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人材育成¹¹³の高度化・国際化を始め、大学・高専・専門学校の機能を強化する。

（５）スタートアップへの支援

「スタートアップ育成5か年計画」¹¹⁵に基づく取組を推進する。

アントレプレナーシップ教育の充実、起業家の海外派遣・誘致・育成、海外への発信強化に取り組む。拠点都市の第2期選定の拡大¹¹⁶を通じ、拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを成長させる。高等専門学校における起業家教育やスタートアップの創出・成長を後押しする。政府及び地方公共団体による公共調達¹¹⁷を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を具体化するため、基本方針に基づく先行的な取組として、国際研究、事業化支援及びフェローシップ事業を実施する。

ディープテック分野の起業から事業化・商用化までの支援を充実する。非上場株式の流通活性化、債務保証の拡大など、レイターステージや上場後を含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。海外の標準的な取組の水準を目指し、ベンチャーキャピタル（VC）のガバナンスや投資契約実務の向上、公正価値評価の導入等¹¹⁸の取組を進める¹¹⁹。産業革新投資機構の出資機能の強化とともに、年金積立金管理運用独立行政法人のオルタナティブ投資¹²⁰について、上限に向けて、資産配分の検証¹²¹や体制の整備等¹²²の取組

¹¹³ 統計人材の育成を含む。

¹¹⁵ 令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定。

¹¹⁶ 拠点都市のグローバル化を加速させるため、2025年1月に公募の上、第2期拠点都市として新たに選定を行うもの。

¹¹⁷ 広域で複数の地方公共団体が公共調達を行うことを含む。

¹¹⁸ 海外投資の呼び込みに向けた体制構築を含む。

¹¹⁹ 外国組合員特例税制（PE課税特例）についての政策ニーズや課題を踏まえた措置の検討を含む。

¹²⁰ インフラ、VCを含むプライベートエクイティ（PE）又は不動産への投資。資産全体の5％が上限。

¹²¹ 結果としての日本のPEファンドやVCへの投資のコミットメントの状況を含む。

¹²² 他の投資家との連携を通じた投資手法の高度化、オルタナティブ投資資産の上限に向けた取組状況に対する毎年度の適

を進める。

出口戦略の多様化に向け、M & A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。のれんの会計処理の在り方に関する関係者の議論を後押しする。

「インパクトコンソーシアム」¹²³ の議論を踏まえ、インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整備や寄附の活用促進等の支援策を推進する。

（６）海外活力の取り込み

（コンテンツ産業の海外展開）

クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、クリエイター¹²⁸ 育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援や体制整備を進める。放送コンテンツについては、多様な知的財産の創出に向け、企画・開発段階における内外の配信・金融事業者とのマッチング、先端技術の活用促進等の支援を行う。レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。コンテンツ産業に関する統計データを整備する。

クリエイターをめぐる取引環境の改善・収益還元を促進するため、公正取引委員会において、2025 年秋の結果公表を目指し、映画・アニメ分野の実態調査を行い、その結果を踏まえ、指針を策定する。映画業界における働き方の自主規制ガイドライン遵守やコンテンツ業界における価格転嫁の実現に向けた政府の取組を周知する。

「コンテンツと地方創生の好循環プラン」¹²⁹ に基づき、コンテンツ地方創生拠点を選定し、アニメツーリズムやロケ誘致など、地域が一体となった取組を加速する。長期にわたる作品の制作及び海外からのロケ誘致を支援するとともに、ロケ撮影に係る許可の手続を円滑化・迅速化する。

4. 国民の安心・安全の確保

（１）防災・減災・国土強靱化の推進

（防災・減災・国土強靱化の推進）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

「第１次国土強靱化実施中期計画」¹³⁵ に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的

切な評価を含む。

¹²³ インパクト投資に関わる対話・発信の場として、2023 年 11 月に発足。投資家、金融機関、企業、NPO、地方公共団体等が参画。

¹²⁸ 高度専門人材及び中核的専門人材を中心とする。

¹²⁹ 「知的財産推進計画 2025」（令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部決定）。

¹³⁵ 令和 7 年 6 月 6 日閣議決定。

に対応する。

「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化¹³⁶、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリー¹³⁷な仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。道路啓開計画の実効性向上に取り組む。デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能¹³⁸の拡充・強化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備¹³⁹、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。

国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

（２）東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等 （東日本大震災からの復興・再生）

福島復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしとの決意の下、2025年夏に見直す基本方針¹⁴⁰に基づき、復興・再生に全力を尽くす。第2期復興・創生期間¹⁴¹の次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。

地震・津波被災地域では、心のケア等の中長期的課題に政府全体の施策も活用して対応する。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生に取り組む。福島第一原発の廃炉を安全かつ着実に進める。ALPS処理水処分に係る安全性確保と風評対策・なりわい継続支援に万全を期す。日本産食品の輸入規制の即時撤廃を強く求める。除去土壌の復興再生利用を進めるとともに、県外最終処分に向けて政府一体で取り組む。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り

¹³⁶ 海岸の侵食対策、ため池の防災・減災対策及びグリーンインフラの活用推進を含む。

¹³⁷ 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。

¹³⁸ 地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、気象庁、研究機関等の災害対応を行う体制・機能及び職員の活動環境・処遇を含む。

¹³⁹ 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」（令和7年3月18日閣議決定）に基づく。

¹⁴⁰ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定）。

¹⁴¹ 令和3年度から令和7年度。

組むとの決意の下、まずは特定帰還居住区域の除染・インフラ整備等を進める。「区域から個人へ」という考え方の下、安全確保を大前提に、帰還困難区域における活動の自由化の検討を進める。避難指示解除地域の生活環境を整備する。手つかずの森林の再生に取り組む。地方創生との連携を強化しつつ、改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」¹⁴²を踏まえ、福島国際研究教育機構や新エネ社会構想の取組、農林水産業を含むなりわいの再建、エネルギー・ロボット・宇宙分野を含む新産業創出等を推進し、帰還・移住・定住を促進するとともに、「ふくしま浜通りサイクルルート」等を活用したホープツーリズム¹⁴³や文化芸術も活用して交流・関係人口を拡大する。

（能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等）

令和6年能登半島地震により、石川県を始めとする北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、さらに、復興の最中に奥能登豪雨によって二重の被災となったことを踏まえ、引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、インフラ等の復旧、公費解体、復興まちづくり計画に基づく事業、災害公営住宅の整備を推進するとともに、文化芸術も含めた能登の創造的復興を支援する。能登地域の観光復興に向け、復興状況に応じた手厚い旅行需要喚起策に取り組む。

新たな被害想定等を踏まえた南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火への対策、活火山法¹⁴⁴に基づく火山災害対策や、物質科学分析の推進など火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進するとともに、中枢管理機能のバックアップの観点も踏まえた危機管理体制の強化に取り組む。防災産業の育成、海外展開を推進する。

避難所環境の抜本的改善、衛生の確保に向け、発災時にトイレ、パーティション、簡易ベッド、温かい食事、入浴設備を速やかに提供できるような地方公共団体による資機材の備蓄への支援やプッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄、トレーラーハウス等の活用、洋式の快適トイレの推進、避難所となる学校の空調整備など、事前防災の取組を推進する。保健医療福祉活動チームや学校支援チーム等の体制整備・人材育成に取り組む。

地域における防災力の強化のため、改正災対法¹⁴⁵も踏まえ、災害ケースマネジメント、ボランティアへの参加促進を含む民間団体・企業との連携による被災者支援の担い手確保、被災者援護協力団体制度等による被災者支援活動の環境整備、災害中間支援組織の設置・機能強化、要配慮者避難対策、広域的な避難の円滑化を推進するとともに、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、地域の活性化や地方創生に資する防災拠点形成、省庁間や地方公共団体との連携による先進的・横断的な事前防災の取組への支援、防災教育、消防団を含む消防防災力の充実強化に取り組む。今般発生した大規模な林野火災を踏まえた予防・消火体制の対策強化を進める。複合災害の発生に備えるために、発災後の変状把握・安全度評価・リスクの周知等の応急対応を強化する。事前防災・事前復興まちづくりを進める。

上下水道の分散型システムの早期実用化、災害用井戸の活用を含めた地下水など、代替水源の確保、路面下空洞調査の実施、液状化対策、道の駅の拠点機能強化、通信・放送ネット

¹⁴² 令和7年6月6日に、復興庁、経済産業省及び福島県が改定・公表。

¹⁴³ 震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

¹⁴⁴ 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）。

¹⁴⁵ 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）。

ワークの強靱化、コンビナートの耐震・耐浪化に取り組む。半島や離島の防災対策・国土強靱化を推進する。

（３）外交・安全保障の強化 （サイバーセキュリティ）

サイバー対処能力強化法等¹⁵⁷の運用に向け、新たな司令塔組織を中心とする体制を整備する。「サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項」¹⁵⁸に基づき、高度な情報収集・分析・共有に係る基盤の構築、政府横断的な監視機能の強化、2025年度中の政府調達におけるJCSSTAR¹⁵⁹の活用、経済安全保障重要技術育成プログラム等を活用した次世代サイバーセキュリティ技術（次世代暗号・量子耐性技術を含む）に係る研究開発プロジェクトの拡充及び国際標準化も視野に入れた社会実装の検討、中小企業を含むサプライチェーンにおける対策の強化、人材育成、国産技術を核とした対処能力の向上を推進し、国際競争力を強化する。2025年内を目途に、これらを含む新たな「サイバーセキュリティ戦略」を策定する。

（５）外国人との秩序ある共生社会の実現 （出入国在留管理の一層の適正化）

入国から出国までの情報の一元的管理の実現のため、2028年度のJESTAの導入を目指す。主要国の水準等を考慮して、査証や入国在留関係手数料の設定・見直しを検討する。デジタル技術を活用するとともに人的・物的体制を整備し、出入国在留関係審査・管理の強化・高度化、在留支援の充実など共生社会に向けた取組、特定在留カードの導入、難民等の迅速かつ確実な保護・支援、不法就労対策及び被仮放免者の動静監視の強化、不法滞在者ゼロを理念に摘発・送還を行う。

育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。

（外免切替手続・社会保障制度等の適正化）

外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

（６）「世界一安全な日本」の実現

新型コロナウイルス感染症のり患後症状やワクチン副反応の調査・研究を進める。「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」¹⁷⁶に基づき、国立健康危機管理研究機構と連携しながら

¹⁵⁷ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）。

¹⁵⁸ 令和7年5月29日サイバーセキュリティ戦略本部決定。

¹⁵⁹ 一定のセキュリティ基準によって、IoT製品の安全性を認証する制度（2025年3月運用開始）。

¹⁷⁶ 令和6年7月2日閣議決定。

ら、次なる感染症危機への対応に万全を期す。人獣共通感染症対策¹⁷⁷として、狂犬病予防法関連手続のオンライン化について、2025年度内に結論を得る。「花粉症対策の全体像」¹⁷⁸に基づく発生源対策等、熱中症特別警戒情報の活用等の熱中症対策、改正鳥獣保護管理法¹⁷⁹及び「クマ被害対策施策パッケージ」¹⁸⁰に基づくクマの人身被害対策、外来生物対策を推進する。PFAS¹⁸¹対策として、科学的知見の充実や水道事業体への支援を進める。

（７）「誰一人取り残されない社会」の実現

（女性・高齢者の活躍）

女性版骨太の方針 2025¹⁹³に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、Ｌ字カーブの解消に資するよう、女性の起業支援、改正女性活躍推進法¹⁹⁴による男女間賃金差異及び女性管理職比率の開示、仕事と育児・介護・女性の健康課題との両立支援、女性デジタル人材の育成、男女間賃金格差の大きい５業界でのアクションプラン策定を推進する。ＡＩ、ＩＴ分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系の女性ロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するなど、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組及び大学上位職への女性登用を促進する。地方在住の女性向けのリ・スキリング支援を強化するとともに、スキルを活かした就労を支援する取組を促進する¹⁹⁵。国立女性教育会館を機能強化した、機構法¹⁹⁶に基づく新機構の創設により、地域の男女共同参画を推進する。女性特有の健康課題¹⁹⁷及び性差に由来した健康課題¹⁹⁸への対応の普及に向け、女性の健康総合センターや大学、研究機関における調査研究や全国的なネットワーク体制の構築を進めつつ、中小企業の健康経営の取組への支援やフェムテックの利活用など女性の健康支援に取り組む。女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、対策を推進する。男女共同参画の視点に立った防災・復興、ＷＰＳ、多様な被害者への相談支援の充実等¹⁹⁹の性犯罪・性暴力対策やＤＶ・ストーカー対策、官民協働の支

¹⁷⁷ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む、ワンヘルス・アプローチに基づき推進するもの。

¹⁷⁸ 令和５年５月３０日花粉症に関する関係閣僚会議決定。

¹⁷⁹ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第２８号）。

¹⁸⁰ 令和６年４月１５日に、環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省及び警察庁が公表。

¹⁸¹ PFASは、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。

¹⁹³ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」（令和７年６月１０日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

¹⁹⁴ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第６３号）。

¹⁹⁵ 時間や働く場の制約などリ・スキリング後も就労できない要因の調査と柔軟に働ける場の創出支援を検討する。

¹⁹⁶ 独立行政法人男女共同参画機構法案（令和７年３月１４日閣議決定）。

¹⁹⁷ 女性特有のがんや骨粗しょう症、妊娠・出産・産後の不調、月経に由来する貧血等。

¹⁹⁸ 男性の更年期障害を含む。

¹⁹⁹ 性犯罪に対処するための「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第６６号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和５年法律第

援体制の構築等の若年女性を含む困難な問題を抱える女性の支援に取り組む。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

(中長期的な医療提供体制の確保等)

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、コロナ後の受診行動の変化も踏まえ、質が高く効率的な医療提供体制を全国で確保する。このため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めつつ、かかりつけ医機能の発揮される制度整備、医療の機能分化・連携や医療・介護連携、救急医療体制の確保、必要な資機材の更新を含むドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保、大学病院・中核病院に対する支援を通じた医師派遣の充実、臨床実習に専念できる環境の整備、適切なオンライン診療の推進、減少傾向にある外科医師の支援、都道府県のガバナンス強化等を進める。

地域医療構想については、地域での協議を円滑に進めるため、医療機関機能・病床機能の明確化、国・都道府県・市町村の役割分担など、2025年度中に国がガイドラインを策定し、各都道府県での2026年度以降の新たな地域医療構想の策定を支援する。

医師の地域間・診療科間の偏在への対応については、経済的インセンティブや規制的な手法といった地域の医療機関の支え合いの仕組みを含めた総合的な対策のパッケージを順次実施し、その効果を検証する。

こうした医師の適正配置のための支援の在り方について、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医学教育を含めた総合的な診療能力を有する医師の育成、医師養成過程の取組と併せて、2025年末までに検討を行う。地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。また、偏在対策を含む看護職員の確保・養成や訪問看護におけるICT活用を含む看護現場におけるDXの推進、在宅サービスの多機能化といった在宅医療介護の推進に取り組む。

医療保険制度について、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制²¹⁶を図りつつ、給付と負担の見直し等の総合的な検討を進める。高額療養費制度について、長期療養患者等の関係者の意見を丁寧に聴いた上で、2025年秋までに方針を検討し、決定する。

妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、2026年度を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める。妊婦健診における公費負担を促進する。「出産なび」の機能を拡充するほか、小児周産期医療について、地域でこどもを安心して生み育てることができるよう、最先端の医療を含めた小児周産期医療体制の確保を図るため、産科・小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、医療機関の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行う。安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する。

リフィル処方箋の普及・定着や多剤重複投薬や重複検査の適正化を進めるとともに、保険外併用療養費制度の対象範囲の拡大や保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を促す。国民健康保険の都道府県保険料水準の統一に加え、保険者機能や都

67号)の周知徹底、被害申告の困難さその他性的な被害の実態に係る調査の着実な実施を含む。

²¹⁶ 後期高齢者支援金を含む。

道府県のガバナンスの強化を進めるための財政支援の在り方について検討²¹⁷を行う。

（がん、循環器病等の疾患に応じた対策等）

がん対策²²⁰、循環器病対策²²¹、慢性腎臓病対策²²²、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性疼痛等の疾患に応じた対策、難病対策、移植医療対策²²³、アレルギー対策²²⁴、依存症対策、難聴対策、栄養対策、受動喫煙対策、科学的根拠等に基づく予防接種の促進を始めとした肺炎等の感染症対策²²⁵、更年期障害や骨粗しょう症など総合的な女性の健康支援²²⁶を推進する。運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、健康経営の普及、睡眠関連の市場拡大や企業支援に一層取り組む。

（創薬力の強化とイノベーションの推進）

政府全体の司令塔機能の強化を図りつつ、医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健康・医療戦略」²²⁷に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基盤強化に向け、一体的に政策を実現する。新規ファースト・イン・ヒューマン試験実施施設など、国際水準の治験・臨床試験実施体制を整備する。MEDISO²²⁸・CARISO²²⁹の体制を強化し、ヘルスケアスタートアップを強力に支援するほか、革新的医薬品等実用化支援基金の対象を拡充することを検討し、創薬シーズの実用化を支援する。国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価²³⁰の実施、承認審査・相談体制の強化、バイオ医薬品を含む医薬品の製造体制の整備や人材育成・確保により、国際水準の研究開発環境を実現し、ドラッグラグ／ロスの解消やプログラム医療機器への対応を進めるほか、PMDAの海外拠点を活用し、薬事相談・規制調和を推進する。大学、ナショナルセンターと医療機関が連携して担う実証基盤を整備するなど産業振興拠点機能及び開発後期や海外展開に向けた研究開発支援を強化し、治療機器やプログラム医療機器を始めとした日本発の医療機器の創出を促進する。

医薬品の安定供給に向け、抗菌薬等のサプライチェーンの強靱化や取り巻く環境の変化を踏まえた持続可能な流通の仕組みの検討を図るとともに、感染症の流行による需要の急激な

²¹⁷ 調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の医療扶助の在り方の検討。

²²⁰ 「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づく取組。

²²¹ 「循環器病対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づく取組。基盤整備及び研究推進や、後遺症支援を含む。

²²² 腎不全患者の緩和ケアを含む。

²²³ イスタンブール宣言を踏まえた国内の臓器提供、臓器あっせんや移植実施の抜本的な体制整備を含む。

²²⁴ アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎等を含む）医療の均てん化促進等を含む。

²²⁵ 小児の感染症を含む。

²²⁶ 科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進などががん検診の受診率の向上に向けた取組を含む。

²²⁷ 令和7年2月18日閣議決定。

²²⁸ 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDical Innovation Support Office）。

²²⁹ 介護分野におけるMEDISOと同様の相談窓口（CARE Innovation Support Office）。

²³⁰ 2024・2025年度薬価改定において新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる革新的新薬について薬価を基本的に維持したことを念頭に置いた革新的新薬の特許期間中の対応に関する創薬イノベーション推進の観点からの検討等。

増加といったリスクへの対策を講じ、基礎的な医薬品等²³¹の足元の供給不安に対応する。さらに、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編を推進するほか、バイオシミラーについて、国内生産体制の整備及び製造人材の育成・確保を着実に進め、使用を促進する。当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイッチOTC化など、具体的な工程表を策定した上でセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。全ゲノム解析を推進し、2025年度の事業実施組織の設立、ゲノム情報基盤の整備や解析結果の利活用を進める。iPS細胞を活用した創薬や再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発を推進するほか、新規抗菌薬開発に関する市場インセンティブなどにより薬剤耐性菌の治療薬を確実に確保するとともに、ワクチン・診断薬・治療薬など感染症危機対応医薬品等の開発戦略の策定・研究開発を推進する。イノベーションの推進や現役世代の保険料負担への配慮の観点から、費用対効果評価制度について、客観的な検証を踏まえつつ、更なる活用に向け、適切な評価手法、対象範囲や実施体制の検討と併せ、薬価制度上の活用や診療上の活用等の方策を検討する。標準的な薬物治療の確立に向け、休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査研究を進め、診療ガイドラインに反映していく。医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する。小中学生から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保、適正使用を推進する。アクションプラン²³²に基づく医療用等ラジオアイソトープの国産化及び利用促進に必要な体制整備等の取組を進める。

（２）少子化対策及びこども・若者政策の推進

（加速化プランの本格実施と効果検証の徹底）

こどもを生み、育てたいという希望が叶う社会、こどもたちが健やかに育まれる社会の実現と少子化トレンドの反転を目指し、政策を総動員することが不可欠である。集中取組期間において、「経済・財政新生計画」や加速化プラン²³⁸に沿って、経済的支援、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援、共働き・共育ての推進のための施策を本格実施する。具体的には、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開や、放課後児童クラブ等への支援²³⁹、子育て世帯への住宅支援に取り組むとともに、施策全般について出生率やこどものWell-beingに関する指標等関連指標に与える効果の検証を徹底し、より効果的な施策への重点化など施策の見直しを検討する。このため、改革工程に基づく徹底した歳出改革を進めるなど財源確保を図るとともに、2026年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な導入に向け、国民の共感を得られるよう制度の意義やその用途などの周知の準備を進めるほか、少子化の危機的かつ深刻な状況を踏まえ、官民が連携し、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する。

（若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進）

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、「経済・財政新

²³¹ 日本薬局方収載医薬品の一部を含む。

²³² 「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」（令和4年5月31日原子力委員会決定）。

²³⁸ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づくこども・子育て支援加速化プラン。

²³⁹ 実施に当たっては、多様な体験活動を推進すること。

生計画」やこども大綱に沿って関連施策を進める。こども・若者シェルターなど、虐待等により困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援を強化する。若者が主体となって活動する団体等が抱える資金不足や構成員の維持困難等の課題²⁴⁰を踏まえた活動継続を支える施策や、各種審議会等の委員登用を含む、こども・若者の意見反映・社会参画を推進するほか、官民が連携した若者のライフデザイン（将来設計）支援や結婚支援を行う。

「はじめの100か月の育ちビジョン」²⁴¹に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」²⁴²に基づく支援、保育現場の負担軽減や改正児童福祉法²⁴³に基づく保育人材の確保等を進める。産後ケア事業、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査や乳幼児健診など母子保健対策や不妊症、不育症の相談支援、流産・死産経験者への相談支援を行う。「プレコンセプションケア推進5か年計画」²⁴⁴に基づく取組を進める。卵子凍結の知見収集や知識の普及の環境整備を行う。こども性暴力防止法²⁴⁵の施行準備や「生命（いのち）の安全教育」の推進、青少年のインターネットに関する課題への対応、こども視点での防災対策などこどもの安心・安全対策やこどもまんなかまちづくりを進める。こども食堂・こども宅食や、学習支援、体験機会の提供など、こどもの貧困解消や見守り強化を行う。こどもの状況も踏まえたひとり親家庭への養育費確保を含めた多面的で伴走型の支援を強化するとともに、経済社会の動向等も踏まえ、就業支援や経済的支援の在り方を検討する。職員配置などこども家庭センター等の体制強化や訪問による支援、認定資格の取得促進など、児童虐待の予防に取り組む。性被害を受けたこどもに配慮した支援体制を整備する。パーマネンシー保障²⁴⁶の理念と家庭養育優先原則に基づく²⁴⁷里親やファミリーホームによる支援、若年妊婦や社会的養護経験者等への支援を行う。改正民法²⁴⁸の円滑な施行に向けた周知や、児童養護施設等の養育機能の向上や児童相談所の体制強化を進める。発達障害児や医療的ケア児など障害のあるこどもと家族への支援やインクルージョンの推進、こどもホスピスの全国普及に向けた取組、ヤングケアラーの支援を行う。こどもを取り巻く深刻な状況を踏まえ、教育と福祉の連携により、いじめ・不登校や悩みに直面するこどもやその保護者への支援、こども・若者の自殺対策を強力に推進する。学校や家庭以外の多様な居場所づくりを進めるとともに、こどものメンタルヘルスを充実する。予防のためのこどもの死亡検証（CDR）を推進する。質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。

（３）公教育の再生・研究活動の活性化

²⁴⁰ こども家庭庁「若者が主体となって活動する団体に関する調査研究」報告書。

²⁴¹ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決定）。

²⁴² 令和5年12月22日閣議決定。

²⁴³ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）。

²⁴⁴ 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

²⁴⁵ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）。

²⁴⁶ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。

²⁴⁷ 遅くとも2029年度までに乳幼児の里親等委託率75%以上を目標としている。

²⁴⁸ 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）。

（質の高い公教育の再生）

多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論²⁴⁹に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。2029年度までを緊急改革期間と位置付け時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とし、学校・教師の担う業務の適正化やDXによる業務効率化、教育委員会ごとの取組状況の見える化、PDCAサイクルの強化、指導・運営体制の充実に取り組む。教職調整額の水準を2030年度までに10%に引き上げるとともに、職責や業務負担に応じたメリハリある給与体系への改善など、教師の処遇改善を推進する。2026年通常国会へ義務標準法²⁵⁰改正案を提出し、財源確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。地域枠の活用を含む教員養成大学等の機能強化、養成段階からの教師人材の育成・確保の仕組みの改革、研修の充実、奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討に取り組む。

学校の働き方改革を通じた子どもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実²⁵¹、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。SC・SSW²⁵²等に相談できる環境の整備、校内外教育支援センターの機能強化、医療・福祉との連携強化による不登校・重大ないじめ・自殺予防対策、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進²⁵³等²⁵⁴により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や、豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進するとともに、体力向上や視力低下予防、歯科保健教育や学校給食での地場産物等の活用を含む食育を推進する。AIの活用や地域の魅力発信等を通じ、英語教育を推進する。我が国の発展を支える専門人材育成のため、産業界等からの人材派遣²⁵⁵等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の

²⁴⁹ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

²⁵⁰ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）。

²⁵¹ 福祉との連携のための個別の支援計画の情報共有を含む。

²⁵² SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー。

²⁵³ スクールガード・リーダーの推進やスクールバスの活用などによる通学時の安全対策を含む。

²⁵⁴ 学校施設の防災機能強化と一体的な老朽化対策の実施を含む。

²⁵⁵ 教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。

適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学生年間 50 万人・外国人留学生受入れ年間 40 万人目標²⁵⁶の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

（研究の質を高める仕組みの構築）

研究時間の確保や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のEBPMを強化しつつ、教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する。科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。官民連携による、先端大型研究施設²⁵⁷の戦略的な整備・共用・高度化の推進²⁵⁸や、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上、産学官の共創の場の形成²⁵⁹、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。長期的ビジョンを持った国家戦略として次期「科学技術・イノベーション基本計画」を 2025 年度内に策定した上で、指標を用いた進捗状況の把握・評価を実施し、その成果を活かしつつ科学技術・イノベーション政策を推進する。

日本学術会議が、新法²⁶⁰に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。

²⁵⁶ 目標の実現に当たっては、外国人留学生の出身国・地域の多様性に留意する。

²⁵⁷ 大型放射光施設 SPring-8、NanoTerasu、スーパーコンピュータ「富岳」等。

²⁵⁸ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。

²⁵⁹ 寄付等の多様な財源の活用も含めたキャンパスの共創拠点の更なる整備も含む。

²⁶⁰ 日本学術会議法（令和 7 年 6 月 11 日成立）。